

液化石油ガスの現状・取引の適正化

関東液化石油ガス協議会
業務主任者・保安業務管理者研修会

1.LPガスの特徴・位置付け

(1)LPガスの特徴：クリーンな分散型エネルギー

クリーン SOx、NOx、CO₂少

簡易に供給可能・典型的な分散型エネルギー 全国津々浦々

高熱量 全国均一

災害に強い (例)新潟県中越地震

安全 集中監視システム等

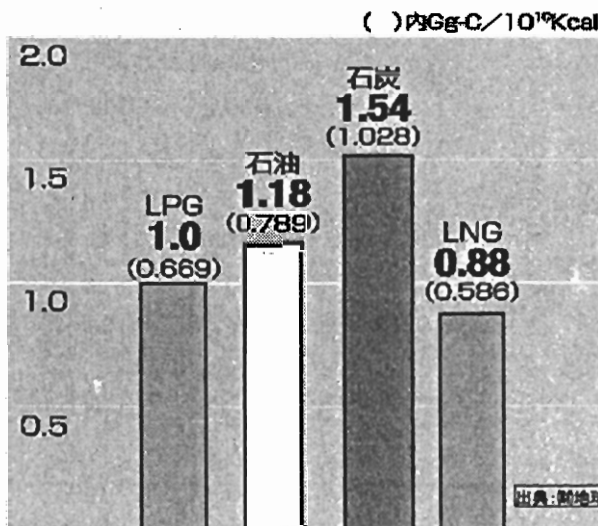
LPガスの特徴

クリーンなエネルギー

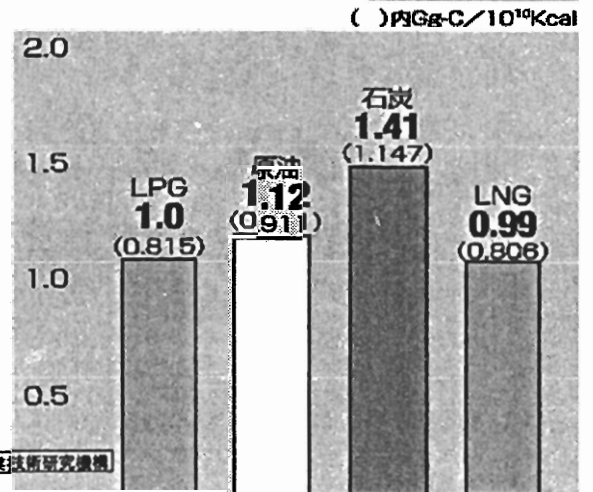
酸性雨の原因となるSOx（硫黄酸化物）の排出はほとんどなく、地球温暖化の原因といわれているCO₂

（二酸化炭素）の排出量も少ないクリーンなエネルギーです。

●燃焼におけるCO₂排出量（総発熱量ベース）の比較（LPGを1.0とする）



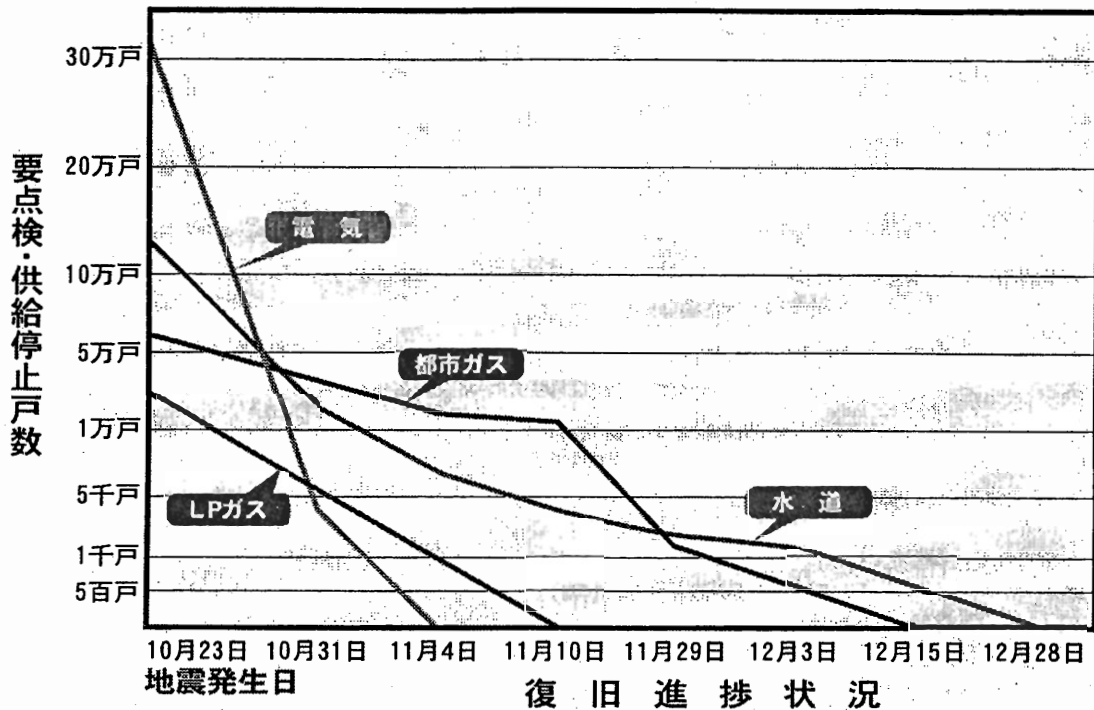
●採掘から、生産・加工・輸送および最終燃焼までを含む総合的なCO₂排出量（真発熱量ベース）の比較（LPGを1.0とする）



出典：財団法人環境産学技術研究所

災害に強いLPガス

新潟県中越地震におけるライフライン復旧状況



10月23日 10月31日 11月4日 11月10日 11月29日 12月3日 12月15日 12月28日
 地震発生日 復旧進捗状況

注 1.各ライフラインの戸数は、立入禁止区域や避難地域を除いたもの。
 2.LPガスの戸数は、(社)新潟県LPガス協会調べによる要点検戸数。
 3.都市ガス・電力・水道は、内閣府調べによる供給停止戸数。

出所:(社)エルピーガス連合会

新潟県中越地震における取組と今後の教訓

<対応経緯>

- 10.23(土)17:56分頃、地震発生(最大震度7、大規模余震が数週間にわたり断続的に継続)。以後、
 - 新潟県協、全卸支部をはじめLPガス関係団体が被害状況の把握、二次災害防止、救援活動に当たる。
 - 一次基地、二次基地、充てん所等の供給設備については被害は軽微であり、点検・修復後すぐに出荷を再開。
 - 一般家庭についても、震度5以上で自動停止するマイコンメーターのおかげで火災等の二次災害は発生せず。低圧チューブ、固定チェーンのおかげでボンベの転倒等の被害も少なかった。
- 10.29(金)、日本LPガス団体協議会(LP関係7団体の協議会)としての支援を決定
- 11.11(木)、新潟県協会が復旧宣言を发出。

<LPガス業界の取組>

- LPガス関係団体・個別企業より支援物資提供
 - ・義援金 日協関係 4,410万円
日連・全卸協 各200万円
 - ・支援物資(カセットコンロ、カセットボンベ、毛布、水、食料、カイロ、ミニクック、業務用コンロ、粉ミルク他)
- 避難所における炊き出し・給湯等の復旧支援協力
 - ・日本LPガス団体協議会から供給設備設置費用の支援金 1,000万円
 - ・炊き出し支援として、見附市、栃尾市、川口町などにLPガス、調理用器具(大型ガス炊飯器、大型コンロ等)を無償提供。仮設風呂も各地に設置
- 仮設住宅
 - ・12月8日現在、仮設住宅3460世帯の内2179戸がLP世帯。
 - ・LPガス関連工事の作業支援

<復旧作業のプライオリティと今後の教訓>

- プライオリティ
 - 被害状況の把握(一次・二次基地の被害状況把握、充てん所など供給設備の被害状況把握、各家庭の被害状況把握 等)
 - 二次災害の防止(県、マスコミを通じての呼びかけなど)
 - 安定供給の確保(必要に応じ、近隣の県協会や系列各社に協力要請)
 - カセットコンロ等の物資無償提供や避難所における炊き出し・給湯等の復旧支援協力
 - マスコミ対策(LPの復旧・協力状況アピール。)
 - 早急な復旧宣言の发出
 - 仮設住宅など復興への協力
 - 災害対応の経緯・教訓とりまとめ
- 教訓
 - 震災発生後、直ちに関係者との連絡体制を確立すること。
 - 県庁やマスメディアに積極的に情報発信すること(団体・企業のホームページに迅速に情報を掲載すること等)
 - 平時から県・市町村と県協会・支部などが防災協定を結ぶなど震災時の対応を事前に打ち合わせておくこと。

○燃料電池関係

- ・水素は、その利用段階でゼロエミッションのエネルギー媒体であり、原理的には非化石燃料からも製造が可能で、その意味で環境的に望ましい二次エネルギーである。また、水素を利用した定置用の燃料電池の開発が進めば、電気と熱のバランスの取れた併給により高効率の分散型エネルギーシステムの構築が可能となる。一方、燃料電池自動車の開発が進めば、運輸燃料の代替化・エネルギー消費効率の向上が可能となり、NO_xやPM等の有害物質を発生せず、二酸化炭素の排出も抑えられることとなる。さらに、パソコン、携帯端末といった電子機器への利用等、幅広い分野で燃料電池の利用が進むことが期待される。
- ・水素利用／燃料電池については、燃料電池自動車や住宅用等定置用燃料電池の開発・普及を推進するため、技術開発、実証試験等を集中的に実施する。

2. LPガスの需給の現状

(1) 需要：国民生活に密着

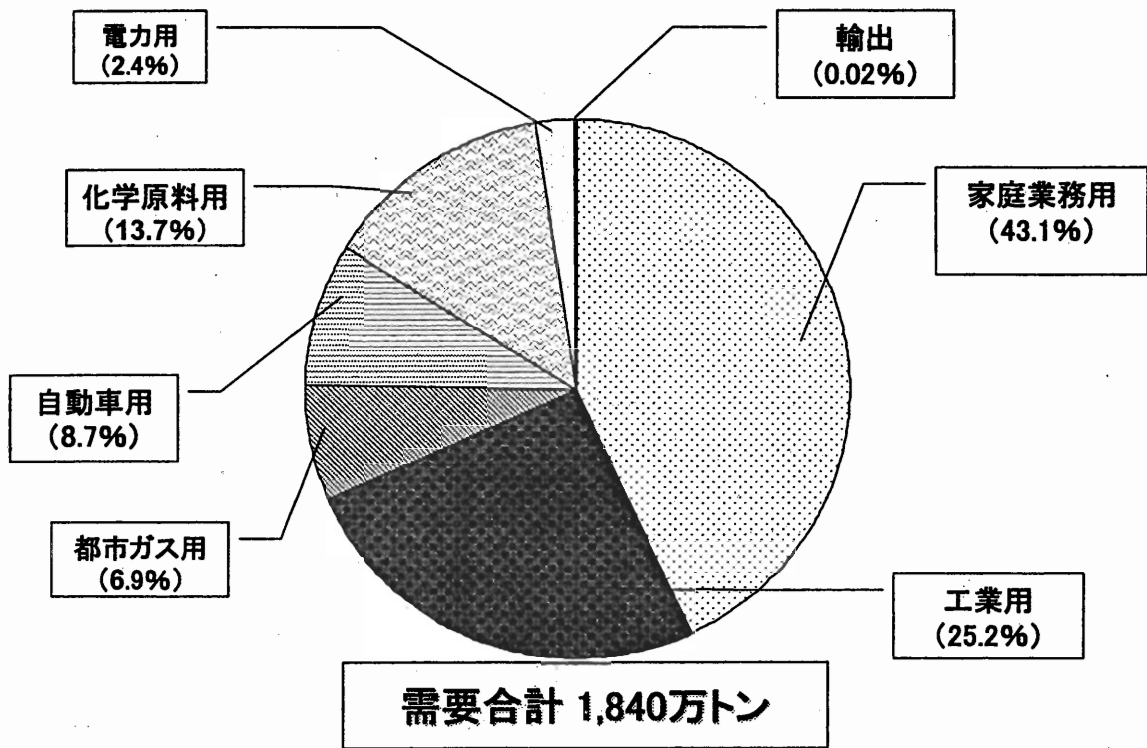
最終エネルギー消費の約5%

- ・ 全国の過半数の世帯(約2,800万世帯)
- ・ 大部分のタクシー
- ・ 工業用等



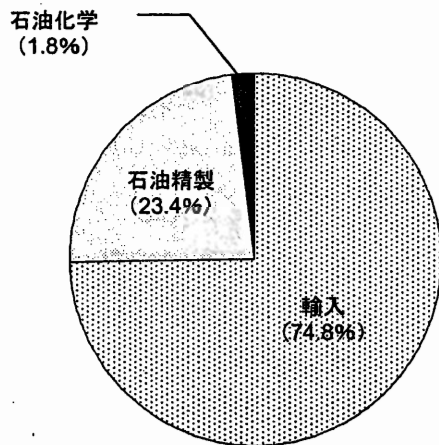
他の燃料への即時転換が困難な形態
⇒ 安定供給が特に要請されるエネルギー

我が国のLPガス需要(平成17年度)

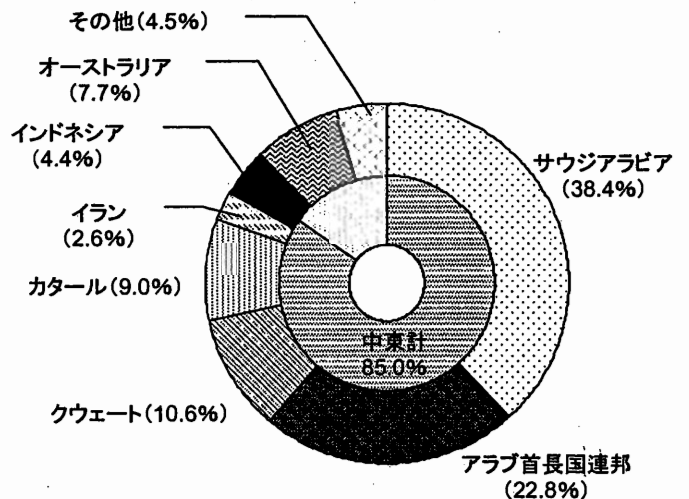


我が国のLPガス供給(平成17年度)

供給の構成



輸入の構成



供給合計 1,883万トン

輸入合計 1,408万トン

(参考)

▶ レファレンスケース: これまでの趨勢的変化で推移した場合の見通し。
いわゆる自然体ケース。

- ・経済成長(2010/2003) 2.0% (2020/2010) 1.7% (2030/2020) 1.2% 原子力: 9基新設
- ・コージェネレーション: 約1,260万kw (2002年度比約2倍)
うちLPガス分約112万kw (同約2.5倍)
- ・クリーンエネルギー自動車: 約391万台 (同約28倍)
- ・高効率給湯器: 約450万台 (同約90倍)
- ・新築住宅・建築物の省エネ基準適合率は足元一定 (新築住宅の場合: 約15%)
- ・新エネ: 約1,900万KL (同約2.5倍)

▶ 省エネ進展ケース

- ・コージェネレーション: 約2,950万kw (うちLPガス分約443万kw)
- ・クリーンエネルギー自動車: 全保有台数に占めるシェア約5割
- ・高効率給湯器: 約2,700万台
- ・新築住宅・建築物の省エネ基準適合率が向上

▶ 新エネ進展ケース: 約3,900万KL (一次エネルギーシェア約10%)

▶ 経済成長ケース: highケース(2010/2003) 2.4% (2020/2010) 2.1% (2030/2020) 1.6%
lowケース(2010/2003) 1.2% (2020/2010) 0.9% (2030/2020) 0.4%

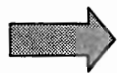
▶ 原子力ケース: highケース(+16基)、lowケース(+7基)

3. 安定供給の確保



(1) 備蓄の必要性

民間備蓄



年間輸入量の50日分

国家備蓄

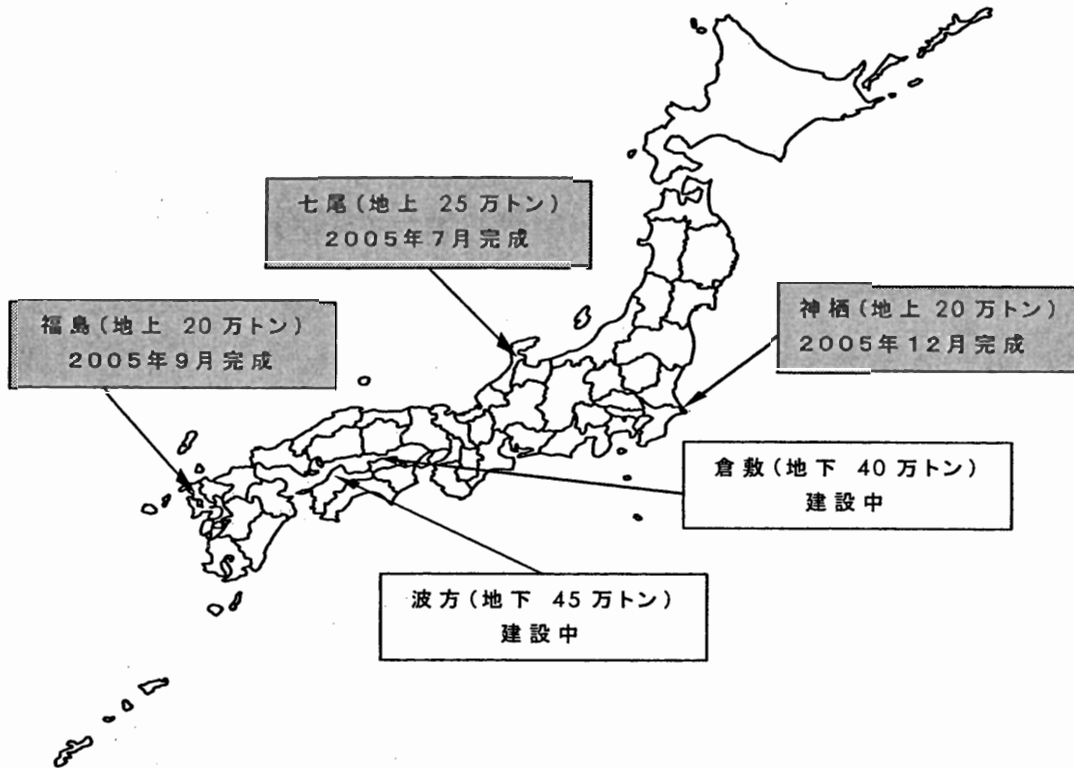


全国5地点において150万トン規模の基地を建設(約40日分)
うち3基地(七尾・福島・神栖)は
2005年度に完成

(2) 供給源の多様化

アジア・アフリカ等 中東以外の地域

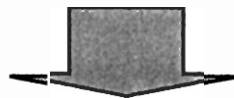
LPガス国家備蓄基地建設地



4. 取引の適正化

消費者との間で料金や契約解除を巡るトラブル

- (1) 料金の透明化
- (2) 無償配管
- (3) 無断撤去(切替問題)
- (4) 14条書面の記載内容の適正化 等



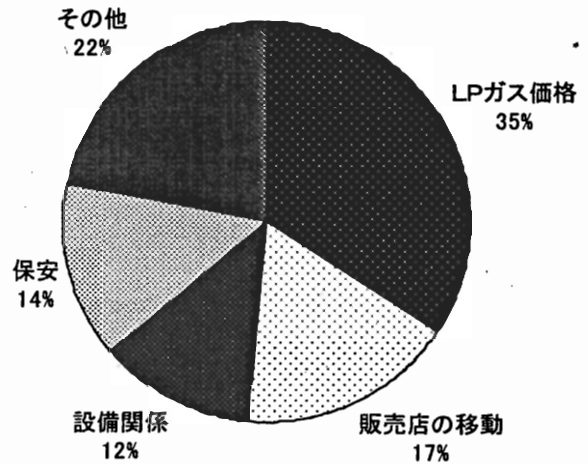
消費者から選択されるエネルギーとなるためにも、一層の取引適正化が急務。

LPガス消費者相談所に寄せられた主な相談内容



(平成17年度)

相談内容		件数
1. LPガス価格	料金制度など料金の内容が不明確	247
	他販売店と比し、料金が低い	133
	地域の平均料金、都市ガスとの比較	188
	その他	640
小計		1,208
2. 販売店の移動	販売店の変更は可能か	155
	その他	439
小計		594
3. 設備関係	販売店を変更で、配管費等を請求	223
	その他	183
小計		406
4. 保安	保安について	235
	LPガス容器の処理について	264
小計		499
5. その他		744
合計		3,451



4. 取引の適正化



(1) 料金の透明化

家庭用LPガスの料金は自由料金

依然として料金体系の不透明性が指摘

例：料金表さえ配布されない

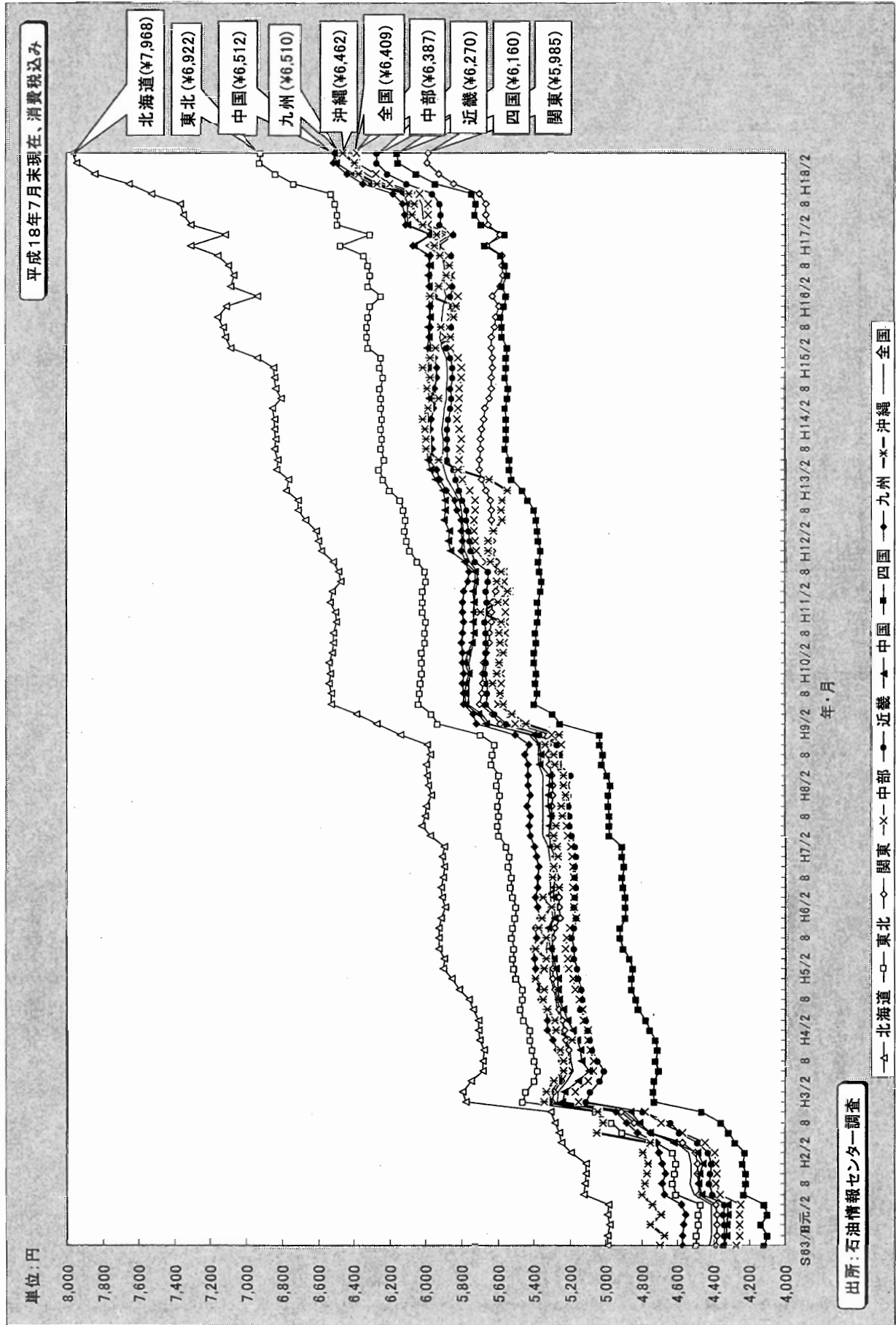
料金について合理的な説明がない

消費設備の費用負担が不明確

小売価格が下方硬直的 等

⇒ 料金情報の積極的な提供等が重要

(参考4) 経済産業局別家庭用 10m³ 価格の推移<正>



4. 取引の適正化

(2) 無償配管

無償配管の慣行



従来から消費者とのトラブルの原因
(例) 消費配管所有権、配管料等

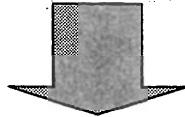
⇒ 自主取り決めに遵守し、無償配管の慣行の撤廃に向けて取り組むことが重要。

4. 取引の適正化



(3) 無断撤去(切替問題-1)

近年、首都圏を中心に新規顧客獲得競争が激化



供給設備の無断撤去等、悪質な切替が発生

省令・通達改正(平成13年8月)

- ① 無断撤去の禁止(新販売店へのルール)
- ② 原則一週間ルール(旧販売店へのルール)

4. 取引の適正化



(3) 無断撤去(切替問題-2)

現在、概ね周知・徹底
ただし、一部には不適切な例も



引き続き、取引の適正化に向け、更なる周知・徹底を図るとともに、液石法の行政処分等の発動も含め、厳正な態度で臨む方針。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則

(平成九年三月十日通商産業省令第十一号)

第十六条

十五の二 新たに一般消費者等に対し液化石油ガスを供給する場合において、当該一般消費者等に液化石油ガスを供給する他の液化石油ガス販売事業者の所有する供給設備が既に設置されているときは、一般消費者等から当該液化石油ガス販売事業者に対して液化石油ガス販売契約の解除の申し出があつてから相当期間が経過するまでは、当該供給設備を撤去しないこと。ただし、当該供給設備を撤去することについて当該液化石油ガス販売事業者の同意を得ているときは、この限りでない。

十六 一般消費者等から液化石油ガス販売契約の解除の申し出があつた場合において、当該一般消費者等から要求があつた場合には、液化石油ガス販売事業者はその所有する供給設備を遅滞なく撤去すること。ただし、撤去が著しく困難である場合その他正当な事由があると認められる場合は、この限りでない。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する 法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）の運用 及び解釈について

第16条（販売の方法の規準）関係

2. 第15号の2中「解除の申し出」とは、一般消費者等（契約の当事者）から、契約の当事者である液化石油ガス販売事業者に対してなされる、契約を解除する旨の明確な伝達のこと。この規定は、本来、供給設備の撤去は、供給設備を所有する液化石油ガス販売事業者が行うべきものであり、撤去のための準備期間が必要であることから、解除の申し出があつてから相当期間を経過しないうちに、他の液化石油ガス販売事業者が供給設備を撤去することを禁止するものである。

なお、「相当期間」については、供給設備を所有する液化石油ガス販売事業者の業務状況や一般消費者等との間の液化石油ガス料金等の精算手続のために必要な期間等を総合的に勘案して判断するものとし、原則として一週間を基準とする。

3. 第16号中「遅滞なく」とは、一般消費者等（契約の当事者）から要求があつた場合には、その後、事情の許す限り最も早くとのことであり、当該販売事業者の業務状況に鑑み、合理的な期間内で撤去を行うべきとの趣旨である。具体的には、当該販売事業者は、原則として一週間以内にその所有する供給設備を撤去すべきである。

なお、切替工事の日程等新旧販売事業者間で調整が必要な場合には、すみやかに調整を行い解決を図るべきである。

また、遅滞なく撤去することとの規定であり、〇月〇日〇時に撤去せよとの請求権を一般消費者等に付与するものではなく、合理的な期間内での撤去を定めているものである。

同号中「撤去すること」とは、当該販売事業者に撤去義務を課しているだけであつて当該販売事業者に撤去する権利を付与するものではない。

ただし書きに定める事項として、「撤去が著しく困難である場合」とは、いわゆる小規模導管供給の場合（集合住宅への供給も含む）、業務用への供給の場合（相当規模のもの）、バルク供給による場合等、物理的に撤去が困難である場合を言う。

同号中「その他正当な事由」に該当するケースとしては、契約解除の際に清算されるべき清算額（未徴収のガス代、設備貸与料金等を含めた清算額）の支払いと供給設備の撤去は同時に履行するとの契約条項がある場合、消費者が料金（未徴収のガス代、設備貸与料金等）の支払いを不当に遅らせている場合等が該当する。